

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和6年6月21日

奈良県知事 山下 真

1 業務概要

- (1) 業務名 関西文化学術研究都市高山地区における県有地あり方検討業務委託
- (2) 業務目的 本業務は、生駒市高山町に奈良県が所有する、高山サイエンスプラザ敷地、奈良先端科学技術大学院大学関連施設用地(駐車場、テニスコート及びグラウンド)を対象として実施する。当該地に設置されている施設は、平成5年度に開設され、高山地区の交流施設としての役割を果たしてきたが、開設から30年が経過し、施設の老朽化が進み、施設利用が低調になってきている。このため、県有地等(県有地及び県有地に設置されている施設)の利用状況を運営による財務状況も含めて把握し、課題を整理した上で、企業ニーズの調査などを通じて有効に利活用するための方向性を検討する。
- (3) 業務場所 生駒市高山町
- (4) 業務内容 ① 現状把握・検証
② 県有地等に必要な機能の検討
③ 県有地等の利活用ニーズに関する意向調査
④ 県有地等の活用案の整理
⑤ 方向性のとりまとめ
詳細は、別紙「業務説明書」によります。
- (5) 業務量の目安 20,000千円(消費税及び地方消費税を含む)以内
- (6) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月14日まで

2 公募型プロポーザル参加資格

参加資格要件

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- ③ 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による奈良県競争入札有資格者名簿の営業種目Q4「役務の提供(検査・分析・調査業務)」③調査分析業務に登録されている者(参加表明書提出時点において、当該登録が認められている者)であること。
- ④ 平成26年4月1日以降、公告日までに完了した、本業務と同種業務の元請実績を有している者(国又は地方公共団体が発注したもの)
同種業務：公有財産(土地又は建物)の活用検討業務

3 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ① 応募資格のない者が提案したとき
- ② 所定の期限及び提出先に企画提案書を提出しないとき
- ③ 本公告及び別紙業務仕様書の内容を満たさない提案をしたとき
- ④ 企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき
- ⑤ 企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき
- ⑥ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき
- ⑦ 見積書の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又は金額を訂正した見積をしたとき
- ⑧ 提出書類の重大な記載不備等により、無効であると判断したとき

4 手続き等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課土地政策係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
電話番号：0742-27-8484

(2) 業務説明書の配布

令和6年6月21日（金）から令和6年7月2日（火）の間に、奈良県県土利用政策課のホームページから入手することとする。

(3) 参加表明書の提出

○提出物 以下①～④の書類について、各1部提出すること。

- ①参加表明書（様式1）
- ②事業者概要書（様式2）
- ③同種業務の元請実績（様式3）及び実績を証明できる書類（契約書等）の写し
- ④奈良県競争入札参加資格を有することを証明する書類。

○提出期限 令和6年7月2日（火）17時（必着）

上記4（1）あて持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く9時から17時まで（12時から13時までの間は除く。）郵送の場合、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ、配達したことが証明されるものに限る。

※参加資格を確認し、7月中旬に参加選定、非選定通知を送付する。

(4) 質問の受付

○受付期間 令和6年6月21日（金）から令和6年6月26日（水）15時まで

○受付方法 質問のある場合は、質問票（様式4）に質問事項を記載の上、電子メール（送付先については、上記4（1）に掲げる者にお問い合わせください。）により送信すること。

※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

○回答方法 インターネットホームページ

質問があった場合、令和6年6月28日（金）までに奈良県県土利用政策課のホームページに公表する。

個別には回答しないものとする。※質問者名は掲載しない。

(5) 企画提案書等の提出

- 提出物 ①企画提案書（様式5～11） 【正1部、副7部】
企画提案書のうち副7部については、提案者を判別できるような用紙の使用や記載は行わないこと。
ただし、正1部には、企画提案書の余白部分に提案者名を記載すること。
- ②本業務の受託見積書（任意様式） 【正1部、副7部】
一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
（各項目の単価が判断できる内容とすること。）

- 提出期限 参加選定通知受理後から令和6年7月18日（木）17時まで
上記4（1）あて持参又は郵送により提出すること。
※持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く9時から17時まで（12時から13時までの間は除く。）郵送の場合、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ、配達したことが証明されるものに限る。

- 選定について 提出された参加表明書について、別紙「企画提案書評価基準」のうち、「業務実績」（合計5点）について様式3に基づき審査し、上位5者程度選定します。
※同点の場合は様式3の受託金額の合計金額が大きい順に選定する。
※同種業務を5件以上記載した場合は、同種業務1～4のみを評価する。

（6） 辞退届の提出

企画提案書等を提出した後、辞退する場合は、上記4（1）へ電話連絡のうえ、令和6年7月18日（木）15時（必着）までに辞退届（任意様式）を持参又は郵送により提出すること。

（7） 説明会の開催

実施しない

（8） プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

プレゼンテーション及びヒアリング審査は7月下旬頃に奈良市内の会議室で実施する。（実施案内については別途応募者に通知する。）なお、プレゼンテーションは、機材（パソコンやプロジェクター）を使用せず、事前に提出した企画提案書により説明をすることとする。

※自然災害等による社会情勢の変動を踏まえ、プレゼンテーションを取りやめ、書面による審査に切り替える場合がある。

5 企画提案書の記載

○企画提案書には次のことを記載すること。（別紙「企画提案書評価基準」を参考とすること。）

【業務遂行能力に関する事項】

- ① 業務実施方針（様式5、合計：A4・1枚）
・「現状把握・検証」、「県有地等に必要な機能の検討」、「県有地等の利活用ニーズに関する意向調査」、「県有地等の活用案の整理」について記載すること。
- ② 業務実施体制（様式6-1、様式6-2、合計：A4・2枚）
・実施体制について様式6-1及び実施体制図（様式6-2）により記載すること。

- ③ 業務スケジュール(様式7、合計：A4・1枚)
・実施手順、実施スケジュールについて記載すること。

【業務内容に関する事項】

- ④ 「現状把握・検証」について(様式8、合計A4・2枚以内)
・「現状把握・検証」において、県有地等についての利用状況を把握し、検証していく上で活かすべき強みや克服すべき弱み等を明らかにするための着眼点、検討手法について記載すること。
- ⑤ 「県有地等に必要な機能の検討」について(様式9、合計A4・2枚以内)
・「県有地等に必要な機能の検討」において、県有地等に必要な機能を明らかにするための着眼点、検討手法について記載すること。
- ⑥ 「県有地等の利活用ニーズに関する意向調査」について(様式10、合計A4・2枚以内)
・「県有地等の利活用ニーズに関する意向調査」において、利活用のニーズを把握するための着眼点、検討手法(意向調査を行う企業の業種(※)及び当該業種を選定した理由を含む)について記載すること。
※企業の業種は1業種に限定しない
- ⑦ 「県有地等の活用案の整理」について(様式11、合計A4・2枚以内)
・「県有地等の活用案の整理」において、県有地等の活用案の費用対効果や財務面も含めたメリット・デメリットを整理するための着眼点、検討手法について記載すること。

○企画提案書作成上の留意事項

- ア 文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。
- イ 言語は日本語、通貨は日本円、単価は日本の標準時及び計量法の法定計量単位によるものとする。
- ウ 用紙は日本産業規格A4片面印刷とすること。
- エ 企画提案書は、12枚以内(表紙を除く。)とすること。
- オ 正1部以外については、提案者を特定することができる内容の記述(具体的な社名やロゴマーク等)を記載してはならない。記載がある場合はその項目を無効とする。
- カ 業務場所について、業務開始後、事業者は主体的に関係機関との協議を行い、必要に応じて関係機関の許可や承諾を受けなければならない。協議に要する時間を踏まえた実現可能な提案すること。
- キ 企画提案書が本公告及び別紙業務説明書に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

6 事業者の決定

(1) 事業候補者の選定

企画提案書等の評価は、選定委員会により、「関西文化学術研究都市高山地区における県有地あり方検討業務委託」企画提案書評価基準に基づき審査を行い、各委員の採点結果を合計した点数が提案者の得点とし、最も高い提案者を事業候補者とする。ただし、合計点数が6割未満の場合は特定しないこととする。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した事業者に対して書面で通知する。

(3) 選定結果の公表

選定結果について、事業候補者名及び提案者ごとの評価点を閲覧により公表するものとする。ただし、企画提案者については、事業候補者以外公表しない。

閲覧場所：奈良県県土利用政策課ホームページ

7 契約について

- ① 契約の締結については、上記6（1）により決定した事業候補者と、提案内容や契約内容について確認等を行い、契約を締結する相手として適正であると判断する場合には、決定を通知し、当該対象物件の事業者として内定する。

ただし、契約の締結について合意に至らない場合や、事業候補者が県の交渉相手として不適切であると判断される場合には、上記6（1）により順位付けられた順に契約締結の協議を行う。

- ② 参加表明書、企画提案書等その他に虚偽の記載をした場合は、本業務の参加表明書、企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

- ③ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところに準ずる。

- ④ 特定された者が契約の締結までに次のいずれかに該当すると認められるときは、特定された者と契約を締結しないものとする。また契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

(1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、奈良県が契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

8 受託者特定までのスケジュール

令和6年6月21日（金）	公告
6月26日（水）	質問の締切（15：00まで）
7月2日（火）	参加表明書の提出期限（17：00まで）
7月18日（木）	企画提案書等の提出期限（17：00まで）
7月下旬	プレゼンテーション及びヒアリング審査
8月中旬	契約

9 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 選考結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること及び県民等からの情報公開請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 本公募型プロポーザルは、提案書等を評価し、業務を委託するうえで最も適した受託者を選ぶものであり（「企画提案そのもの」を選ぶものではない）、企画及び運営の業務については契約後改めて県との協議のもと進めるものとする。
- (5) 自然災害や等による社会情勢の変動を踏まえ、奈良県の判断として募集の中止及び契約の解除を行うことがある。また、契約後において、今後の社会情勢に応じ、中止又は規模縮小を行うことがある。
なお、中止又は規模縮小となった際の委託料については、既履行部分を出来高で支払うこととし、奈良県は損害賠償を負担しない。
- (6) 本公告及び業務説明書により得た情報は企画提案書等の作成以外の目的には使用できない。
- (7) 本業務の詳細事項及び進め方等については、奈良県の指示に従うこと。
- (8) 履行期間中において、本業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

以 上